平成２４年（フ）第２５１号
川崎市幸区小向町９番３号　岩崎荘６号
債務者　細井　信彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２５号
宮崎県都城市安久町1404番地１
破産者　株式会社雅輝
1　決定年月日　平成24年６月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９２号
秋田県能代市河戸川字新屋布105番地
破産者　近藤　　一
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第６６７号
さいたま市桜区大字上大久保495番地１　浦和上大久保ガーデンハウス106号室
破産者　尾中　昭三
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１８号
大阪府大東市北条３－14－21　３－201、住民票上の住所大阪府大東市北条７丁目６番18号
破産者　中田　　悟
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４６１号
大阪府守口市本町１丁目７番21号ラグーナ吉川205号、開始決定時の住所大阪府守口市東町２丁目17番２号
破産者　昆田　和也
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２５号
大阪市西区九条２丁目13番20号203、開始決定時の住所大阪市西区千代崎１丁目４番11－1104号
破産者　福島　健治
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５３１号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番45－204号
破産者　袋谷　澄子（旧姓谷口）
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６５５号
大阪府豊中市上野東３丁目８番３の２号
破産者　足立　央子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９５号
大阪府東大阪市長堂３丁目16番５号
破産者　石谷ともみ
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７３５号
大阪府茨木市総持寺駅前町11番11号、前住所群馬県太田市南矢島町698番地１　対比地ハイツＢ－202号
破産者　仁木　克実
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７１号
大阪市西区靱本町１丁目17番５－303号、開始決定時の住所広島市東区光が丘11番１－505号
破産者　原田　　優
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２２号
大阪市淀川区三国本町３丁目35番11号
破産者　春名　節子
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６４０号
奈良市芝辻町506番地の８
破産者　瀬戸　一彦
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７５９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2011番地　朝日プラザ加古川ヴィラージュ403号
破産者　稲葉　育弘
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４号
堺市中区八田北町10番地31　16棟107号、前住所堺市西区平岡町181番地30
破産者　寺田耕治郎
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
岡山県真庭市富尾640番地21
破産者　黒田　正己
1　決定年月日　平成24年６月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部